

マイクロチップ装着等の義務化に伴う関係告示の改正（案）

改正案の概要

令和4年6月1日施行の改正動物愛護管理法第39条の2、第39条の3、第39条の4、第39条の5、第39条の6及び第39条の8に基づき、①家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、②実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準、③犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について、④動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について、マイクロチップの装着等に係る規定を加える。

主な改正内容

①家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（第39条の2、第39条の4、第39条の5、第39条の6及び第39条の8）

●犬及び猫のマイクロチップ装着等を飼い主の責務とする旨、新設。

②実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（第39条の2及び第39条の6）

●実験の用に供する犬又は猫へのマイクロチップの装着等を管理者の責務とする旨、新設。

③犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（第39条の2及び第39条の8）

●マイクロチップ装着済みの犬又は猫を収容・保管した場合、都道府県等は指定登録機関にマイクロチップ情報等を照会でき、協力を求めることができ旨、新設。

●マイクロチップ未装着の犬又は猫を譲り渡す場合、都道府県等は譲り受けする者が当該犬又は猫にマイクロチップ装着等を確実にを行うよう措置を講じる旨、新設。

●マイクロチップ装着済みの犬又は猫が収容中に死亡等した場合、都道府県等から指定登録機関に届け出る旨、新設。

④動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

（第39条の2、第39条の3及び第39条の5）

●犬及び猫のマイクロチップ装着等を飼い主の責務とする旨、新設。

●獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師がマイクロチップの装着をする旨、新設。

●獣医師がマイクロチップの装着証明書を発行する旨、新設。